

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2013年7月26日

【事業年度】 第16期(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

【会社名】 クックパッド株式会社

【英訳名】 COOKPAD Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役 穂田 誉輝

【本店の所在の場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号

【電話番号】 03-6408-6143

【事務連絡者氏名】 執行役 百鬼 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号

【電話番号】 03-6408-6143

【事務連絡者氏名】 執行役 百鬼 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2009年4月	2010年4月	2011年4月	2012年4月	2013年4月
売上高 (千円)	1,083,533	2,207,433	3,263,283	3,909,846	4,982,304
経常利益 (千円)	412,309	1,052,043	1,594,216	1,907,844	2,701,733
当期純利益 (千円)	239,437	567,311	847,613	1,110,283	1,616,613
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	63,050	796,230	808,470	831,480	847,440
発行済株式総数 (株)	1,152,000	4,022,400	16,150,800	16,347,600	16,442,400
純資産額 (千円)	594,956	2,627,874	3,479,423	4,624,938	6,239,802
総資産額 (千円)	825,902	3,313,806	4,508,432	5,351,549	7,458,169
1株当たり純資産額 (円)	21.51	81.66	107.72	140.80	188.63
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	5.00 ()	2.00 ()	3.00 ()	10.00 ()
1株当たり 当期純利益金額 (円)	8.66	18.39	26.30	34.19	49.38
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)		17.63	25.65	33.59	48.52
自己資本比率 (%)	72.0	79.3	77.2	86.0	83.2
自己資本利益率 (%)	50.4	35.2	27.8	27.5	29.9
株価収益率 (倍)		57.09	32.21	33.57	75.03
配当性向 (%)		3.4	3.8	4.4	10.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	170,334	788,766	988,657	561,340	1,847,394
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	39,840	118,189	56,043	43,862	1,683,019
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		1,454,429	2,893	28,911	9,275
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	401,713	2,526,719	3,439,884	3,978,746	4,167,841
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	46 (14)	69 (24)	86 (35)	102 (40)	125 (40)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載していません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は第12期までは非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
5. 株価収益率については、当社株式は第12期は非上場であるため、記載していません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しています。
7. 当社は、以下の通り株式分割を行っています。

第12期	2008年11月14日付	株式1株につき100株
第13期	2009年12月1日付	株式1株につき3株
第14期	2010年7月1日付	株式1株につき2株
	2011年1月1日付	株式1株につき2株

なお、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が第12期の期首に行われたものとして計算しています。

また、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。そのため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

2 【沿革】

年月	事項
1997年10月	神奈川県藤沢市にて有限会社コイン(現、クックパッド株式会社)を設立。
1998年3月	料理レシピの検索・投稿インターネットサービスである「kitchen@coin」を開始。
1999年6月	「kitchen@coin」から「クックパッド」へサービス名を変更。
2001年5月	本社を神奈川県横浜市中区に移転。
2002年3月	「クックパッド」への広告掲載を開始。
2002年9月	本社を東京都渋谷区代々木に移転。
2004年9月	クックパッドプレミアムサービスを開始。
2004年9月	有限会社コインからクックパッド株式会社へ組織変更。
2006年9月	モバイル向けインターネットサービス「モバれび」を開始。
2006年12月	本社を東京都港区北青山に移転。
2007年7月	委員会設置会社へ移行。
2007年10月	マーケティングデータ提供サービス「たべみる」を開始。
2008年5月	本社を東京都港区白金台に移転。
2008年11月	「モバれび」の「NTT docomo」公式サービス化に伴い、モバれびプレミアムサービスを開始。
2009年1月	「モバれび」の「au」公式サービス化。
2009年2月	「モバれび」の「SoftBank」公式サービス化。
2009年7月	東京証券取引所マザーズへ上場。
2010年3月	米国カリフォルニア州に子会社COOKPAD Inc.を設立。
2011年5月	シンガポールに子会社COOKPAD PTE.LTD.を設立。
2011年12月	東京証券取引所市場第一部へ上場。

3 【事業の内容】

当社は、「毎日の料理を楽しむにすることを企業理念とし、インターネット上で料理レシピの投稿・検索等が可能な「クックパッド」を運営しています。

「クックパッド」に蓄積されたレシピは主に利用者から投稿されたものです。ID登録利用者は自分が考案したレシピを写真付きで「クックパッド」内に開設した「MYキッチン」に投稿することができます。この「MYキッチン」で、自分が投稿したレシピへのアクセス数を確認したり、他のID登録利用者から投稿された写真付きのレシピの感想である「つくれば」を閲覧できます。このように、投稿したレシピに対する他の利用者からの反応を見られることがレシピ投稿者のモチベーションを向上させ、サービス開始以来、利用者によって投稿・蓄積されたレシピ数は2013年4月末時点で145万品を超えています。

そして、「クックパッド」の全ての利用者は、この多数のレシピの中から食材やメニュー名、特徴となるキーワード（「じゃがいも」、「鶏肉」、「ハンバーグ」、「バレンタイン」など）から該当するレシピを検索することができます。また、ID登録すると、気に入ったレシピをお気に入りレシピとして保存できる「MYフォルダ」やお気に入りのレシピ作者を登録することにより当該作者の新着情報等を閲覧できる「MYニュース」などの機能を利用できます。

このように、「クックパッド」にレシピを楽しく掲載できる機能と、蓄積された多数のレシピを効率的に利用できる機能を提供し、利用者の毎日の料理を楽しむことを目指しています。

「クックパッド」はWeb上（PC、スマートフォン、タブレット）での展開に加え、スマートフォンアプリとしてもサービスを展開しており、2013年4月ののべ月間利用者数は3,267万人となっています。利用者は、日々の献立を決定するにあたって当サービスを利用しており、利用者は主に日常的に料理をする20代から30代の女性です。「クックパッド」へのアクセスのピークは夕食時の買い物前の時間と想定される夕方ですが、スマートフォンからの利用シーンは、移動時間や買い物時、調理時等にも広がっており、多様な利用シーンを想定してサービスを開発しています。

当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業別に記載しています。

(1) 会員事業

当社は、原則として「クックパッド」を利用者に無料で提供していますが、より高い利便性を求める利用者に対しては、人気レシピ検索、レシピ保存容量の増加のための機能等をプレミアムサービス（有料サービス）として提供し、月額294円（税込）の収入を得ています。ただしiPhone・iPadアプリから有料ID登録された場合にのみ、月額350円（税込）の収入を得ています。

(2) 広告事業

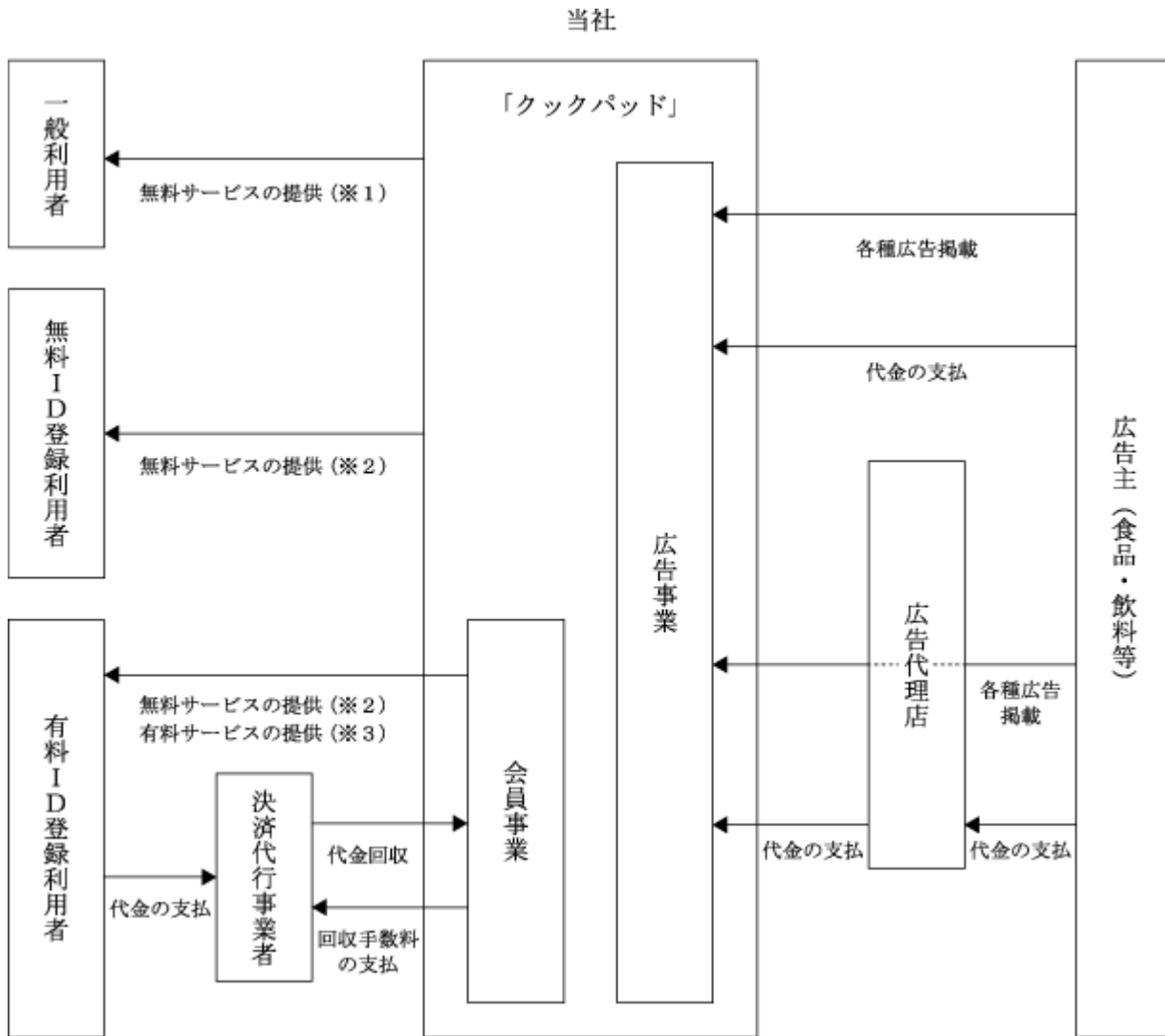
当事業では、食品、飲料を中心とした企業を広告主としており、広告主の扱う商品やサービスの認知度の向上、利用方法の理解促進を行う目的で、「クックパッド」上にある広告枠の販売及び販促施策の展開により収入を得ています。

当社の広告商品の内容は以下の通りです。

広告商品名	内容
ディスプレイ広告	広告主または代理店に直接営業して販売するディスプレイ型の広告
タイアップ広告	広告主または代理店に直接営業して販売するタイアップ企画型の広告
ネットワーク広告	広告配信会社が提供するアドネットワークを通じて自動的に配信される広告

ディスプレイ広告は「クックパッド」内に表現力のあるディスプレイに広告を表示し、「クックパッド」に訪れる多数の利用者に認知を提供することができます。また、タイアップ広告は、広告主の扱う商品を使用した料理レシピを訴求する企画型の広告です。広告主は企画を通じて利用者に実際に商品を使用してもらうことができ、認知度の向上に繋がるとともに、商品の新しい利用方法を生み出し、商品の開発及び販売促進に役立てることができます。

[事業系統図]



1. 「レシピ検索」機能等を提供しています。利用にあたって登録は不要です。
2. 「MYキッチン」、「MYフォルダ」及び「MYニュース」等の機能を提供しています。
ID登録には郵便番号、性別、生年月日及びメールアドレスが必要です。
3. 無料サービスに加えて、人気レシピ検索、レシピ保存容量の増加等の機能を月額294円（税込）で提供しています。ただしiPhone・iPadアプリから有料ID登録された場合のみ、月額350円（税込）で提供しています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2013年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
125(40)	31.3	2.4	7,189

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでいます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。

2. 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

国内携帯電話市場において2012年4月から2013年3月までの携帯電話出荷台数は4,181万台となり、うちスマートフォンの出荷台数は前年度比23.0%増の2,972万台と、出荷台数全体の71.1%を占める結果となりました(2013年5月、株式会社MM総研調べ)。スマートフォンの需要が引き続き好調に推移しており、日常生活におけるインターネットの利用シーンが拡大しています。

このような状況の下、のべ月間利用者数は順調に推移し、2013年4月時点で3,267万人(前年同月比34.5%増)となりました。また、当サービスは日常の生活動線上で利用されているため、日常生活の多様なシーンでインターネットの利用が可能なスマートフォンとの相性が非常に良く、特にスマートフォンからの利用者が順調に増加し、1,641万人(前年同月比100.8%増)となりました。多様化するデバイスに適応したサービスの展開にも注力し、2012年6月にはiPadならではの大きな画面や直感的な操作性を活かしたiPadアプリをリリースし、2013年2月にはよりユーザー目線に立った設計を重視して開発したりリニューアル版iPhoneアプリをリリースしました。その結果、2013年4月末時点でiPhone/iPadアプリ、androidアプリを含めたアプリの総ダウンロード数が1,400万を突破しました。

また、「クックパッド」の価値の源泉は多くの利用者により投稿された多様なレシピであると考えています。利用者がより楽しくレシピを投稿できるためのサービス改善を続けた結果、レシピ数も堅調に増加し、2013年4月末には累計投稿レシピ数が145万品を超えました。

2012年4月の日経産業地域研究所の調査結果によると、「現在最もよく使っているレシピ専用サイトは」の質問に対し78%の回答が「クックパッド」となりました。また、2013年1月に株式会社インタースペースが実施した「ママ達がかもとも使っているWEBサイト」の調査結果では、クックパッドが2年連続1位に選ばれました。さらに2013年5月に日本経済新聞が実施した「女性が選ぶおすすめアプリ」ランキングでも「元気をサポート」部門でクックパッドが1位に選ばれ、日本最大のレシピサイトとして不動の地位を確立しつつあります。

また、レシピの投稿・検索にとどまらず、食に関連するあらゆるシーンで利用される食のインフラへとサービスを進化させるべく、新規事業の立ち上げにも注力しました。当事業年度に提供した主な新サービスは以下になります。

- ・2012年7月 野菜の定期宅配サービス「やさい便」を全国展開
- ・2012年10月 毎日の特売情報と連動したレシピ検索を実現する新サービス「特売情報」の提供を開始
- ・2012年10月 料理教室検索・予約サービス「クックステップ」の提供を開始

当事業年度の業績は、

売上高	4,982百万円 (前年同期比27.4%増)
営業利益	2,644百万円 (前年同期比37.1%増)
経常利益	2,701百万円 (前年同期比41.6%増)
当期純利益	1,616百万円 (前年同期比45.6%増)

となりました。

当事業年度の業績に関する特記事項は以下の通りです。

イ. 売上高は4,982百万円(前年同期比27.4%増)となりました。会員事業において、プレミアム会員数が順調に増加し、95万人を突破しました。また広告事業においては、ディスプレイ広告が伸長しました。

ロ. 営業利益は2,644百万円(前年同期比37.1%増)となりました。販売費及び一般管理費は人件費を中心に増加し、2,282百万円(前年同期比17.9%増)となりましたが、それを上回る増収効果があったため、売上高営業利益率は前年同期を3.8ポイント上回る53.1%となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。事業ごとの取組みとその成果は以下の通りです。

会員事業

会員事業では、「クックパッド」の一部機能の有料提供を行っています。スマートフォン利用者数の増加に牽引されてスマートフォンからのプレミアムサービス入会者数が順調に増加し、2013年4月末のプレミアム会員数は95万人を超えました。その結果、会員事業の売上高は3,001百万円(前年同期比29.2%増)となりました。

当事業年度は、利用者の増加によって食への関心も多様化するなか、さらに多様なニーズに応え献立が決まるサービスへと進化させるべく、日々利用動向を解析し、プレミアムサービスの付加価値向上に取り組みました。

管理栄養士が「節約」「スピード」「太らない」の3つのテーマでレシピを選んで組み合わせた献立を毎日提供する「プレミアム献立」、専門家が美容・ダイエット・健康などのテーマごとに厳選して紹介する「専門家厳選レシピ」などの新サービスを追加しました。材料から検索して献立を決める方法だけでなく、クックパッド側から献立やレシピを提案するなど、利用者の多様なニーズに対応していきます。

今後もさらなる新サービスの追加やその認知向上によって、プレミアム会員数の拡大を目指していきます。

広告事業

広告事業の売上高は、1,979百万円(前年同期比24.7%増)となりました。

当事業年度は「クックパッド」に訪れる多数の利用者に認知を提供できるディスプレイ広告の販売に注力しました。従来よりも大きく、表現力のあるディスプレイを設置し、広告効果を高める施策に取り組みました。また、前事業年度の半ばよりネットワーク広告の掲載枠を拡大した結果、ネットワーク広告も伸長しました。

なお、これまでのマーケティング支援事業および広告事業の売上高は、当事業年度より、広告事業とすることに変更しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前事業年度末より189百万円増加し、残高は4,167百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、1,847百万円（前年同期比229.1%増）となりました。この主な要因は、税引前当期純利益2,634百万円を計上した一方で、法人税等の支払額799百万円が生じたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、1,683百万円（前年同期比3,737.1%増）となりました。この主な要因は、定期預金の預入による支出1,500百万円が発生したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、9百万円（前年同期は28百万円の獲得）となりました。この主な要因は、株式の発行による収入31百万円が発生した一方で、配当による支払い49百万円が生じたことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社では概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しています。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業別に示すと、次の通りです。

なお、当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業別に記載していません。

事業別	当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)	前年同期比(%)
会員事業(千円)	3,001,377	129.2
広告事業(千円)	1,979,528	124.7
その他(千円)	1,399	
合計(千円)	4,982,304	127.4

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前事業年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)		当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,219,192	31.2	1,464,886	29.4
KDDI株式会社	504,950	12.9	625,596	12.6

2. 当事業年度より、これまでのマーケティング支援事業及び広告事業の売上高は、広告事業とすることに変更しています。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題は以下の通りです。

(1) 「クックパッド」の国際化について

当社は、世界中の人々に利用される「食を中心とした生活インフラ」を目指します。そのために、まずは「クックパッド」の国際化に取り組みます。「クックパッド」のレシピ数は英語圏の主なレシピサイトと比較しても充実しており、また日本食は世界中でも愛されています。英語等の他言語で「クックパッド」のレシピが掲載され、世界中の利用者がレシピを掲載できるサイトの構築に取り組みます。

(2) 新規サービス及び新規事業の立ち上げについて

当社は、「クックパッド」の利用者の生活をより豊かにする「食を中心とした生活インフラ」を提供するべく、新規サービス及び新規事業の立ち上げに取り組みます。食の周辺領域にも視野を広げたサービスを開発し、利用者のニーズに応えていきます。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しています。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業内容及び固有の法的規制に係わるリスクについて

(1) インターネット事業に関する一般的なリスク

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットの更なる普及が当社の成長のための基本的な条件と考えています。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットの普及に関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新技術の導入が相次いで行われています。当社は、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っていますが、これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) システム障害について

サービスへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社ソフトウェアの不具合、コンピューターウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバの作動不能や欠陥に起因して、当社の信頼が失墜し取引停止等に至る場合や当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報保護について

当社は、有料ID登録利用者の登録情報等の個人情報を取得利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されています。

当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めており、個人情報保護基本規程等を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努め、個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。

しかし、当社が保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえません。従って、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社への損害賠償請求、当社の信用の低下等によって、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) その他の法的規制等について

当社事業を規制する主な法規制として、(ア)「電気通信事業法」、(イ)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」という。)及び(ウ)「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(以下、「不正アクセス禁止法」という。)があります。

電気通信事業法については、通信の秘密の保護等の義務が課されています。また、当社は、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されています。また、権利を侵害した情報を当社が媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、当社には、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されています。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については、現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 知的財産権に係る方針等について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っています。当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) サービスの健全性の維持について

「クックパッド」では、不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいて、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しています。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対しては、ユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しています。

しかし、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サービス内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サービス内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社の法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサービスのブランドイメージ悪化を招き、当該事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、今後想定される事業規模拡大への対応も含めて、監視機能強化のためユーザーサポートにかかる人員増強等、サービスの健全性の維持のために必要な対策を実施していく方針ですが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 「クックパッド」利用者の投稿コンテンツの利用について

当社では、「クックパッド」利用者が投稿したコンテンツを顧客の販促物等に提供する場合があります。この場合において、投稿コンテンツの法的保護については、様々な議論がなされているものの、弁護士その他の専門家の意見をふまえて、利用者に対し、投稿コンテンツのオリジナル性を確認しています。投稿コンテンツが第三者の権利を侵害する内容となっていないこと、投稿コンテンツを顧客が利用することについて、投稿者からの個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えています。当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 広告掲載について

当社の運営する「クックパッド」及び当社が配信するメールマガジンに掲載される広告は、広告代理店等が内容を精査していることに加え、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めています。しかし、人為的な過失等の要因により、当社が掲載したインターネット広告に瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や利用者等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、サービスのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、これらの場合にも、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

2. 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

(1) 「クックパッド」への依存について

当社は、レシピの投稿及び検索に特化した「クックパッド」を運営しています。当社の事業は、「クックパッド」を基盤としているため、新たな法令の導入等、予期せぬ事象によりサービスの利便性が低下し、競合サービスに対する競争力を喪失して利用者数が減少した場合やサービス運営が不能となった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) サービス機能及び新規事業の充実について

当社は、利用者の様々なニーズに対応するため、「クックパッド」の機能拡充及び新規事業の開発を進めています。

しかし、新規事業の性質上、計画通りに事業展開が見込めない事態の発生や、有力コンテンツの導入や利用者のニーズの適確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、利用者に対する訴求力の低下等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

「クックパッド」は、料理レシピの投稿及び検索に特化したサービスとして利用者の獲得において先行しているものと認識しています。しかし、今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びその拡大が生じ、競争の激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような環境において、今後も優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があるため、競合他社や競合サービスの影響により、当社の競争優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 広告市場について

広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告は新聞広告を抜き、テレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向の影響を受け易いものです。また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競合が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3. 当社の事業運営体制に係わるリスクについて

(1) 小規模組織であること

当社は小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっています。当社は今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保及び育成について

当社は、現時点においては、上記の通り小規模組織ですが、今後想定される事業拡大に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えています。特に利用者向けサービスの構築及び運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、サービス構築のために必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた人員の確保が必要となります。当社は今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針ですが、必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

4. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権(以下「ストック・オプション」といいます。)を付与しています。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。2013年6月末現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は、639,200株であり、発行済株式総数の32,920,800株の1.94%に相当しています。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としています。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

前事業年度末から当事業年度末までの財政状態の主な変動としましては、資産につきましては、5,351百万円から7,458百万円に増加しました。この主な要因は、事業拡大による資産の増加によるものです。負債につきましては、726百万円から1,218百万円に増加しました。この主な要因は未払法人税等の増加によるものです。純資産につきましては、4,624百万円から6,239百万円に増加しました。この主な要因は利益剰余金の増加によるものです。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は4,982百万円(前年同期比27.4%増)となりました。このうち会員事業の売上高は、スマートフォンからのプレミアムサービス登録者数が順調に増加して、3,001百万円(前年同期比29.2%増)となりました。広告事業の売上高は、ディスプレイ広告が伸長し、1,979百万円(前年同期比24.7%増)となりました。

なお、これまでのマーケティング支援事業および広告事業の売上高は、当事業年度より、広告事業とすることに変更しました。

(営業利益)

売上原価は、55百万円(前年同期比22.6%増)となりました。これは主に広告事業のウェブコンテンツの制作委託に係る外注費の増加によるものです。

販売費及び一般管理費は、2,282百万円(前年同期比17.9%増)となりました。これは主に、従業員数の増加に伴う人件費の増加によるものです。

この結果、当事業年度の営業利益は2,644百万円(前年同期比37.1%増)となりました。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は57百万円(前年同期比4,695.6%増)、営業外費用は0百万円(前年同期比99.3%減)となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は2,701百万円(前年同期比41.6%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度の税引前当期純利益は2,634百万円(前年同期比38.1%増)となりました。当期純利益は1,616百万円(前年同期比45.6%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

当事業年度において事業拡大のために行った設備投資(無形固定資産含む。)は、総額30百万円です。その主なものは、サービス開発に係る器具備品等の取得15百万円です。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りです。

2013年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	業務施設	5,299	24,413	13,101	42,815	125 (40)

- (注) 1. 金額には消費税等は含めていません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しています。
3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。
〔賃借設備〕

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	業務施設	1,638.35	121,966

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,296,000
計	55,296,000

(注) 2013年4月8日開催の経営会議の決議により、2013年5月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は55,296,000株増加し、110,592,000株となっています。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2013年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2013年7月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,442,400	32,920,800	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 また、1単元の株式数は100株となっています。
計	16,442,400	32,920,800		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2013年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。
2. 2013年4月8日開催の経営会議の決議により、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより発行済株式総数は16,442,400株増加しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りです。

2007年4月30日発行の第1回新株予約権(2007年4月13日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2013年4月30日)	提出日の前月末現在 (2013年6月30日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000(注)3.	72,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)4.5.	75(注)4.5.
新株予約権の行使期間	自 2009年4月14日 至 2017年4月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75	発行価格 75 資本組入額 38
新株予約権の行使の条件	(注)6.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 2013年4月8日開催の経営会議の決議により、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

2. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整するものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

4. 当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りです。

- (1) 権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の状態にあることを要する。
- (2) 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 取締役会の承認を受けた場合以外は、新株予約権の譲渡は認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2008年4月25日発行の第2回新株予約権(2008年3月14日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2013年4月30日)	提出日の前月末現在 (2013年6月30日)
新株予約権の数(個)	88	73
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,600(注)3.	175,200(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)4.5.	200(注)4.5.
新株予約権の行使期間	自 2010年3月15日 至 2018年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入 200	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件	(注)6.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 2013年4月8日開催の経営会議の決議により、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

2. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整するものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

4. 当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りです。

- (1) 権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 取締役会の承認を受けた場合以外は、新株予約権の譲渡は認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2011年7月28日発行の第3回新株予約権(2011年7月28日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2013年4月30日)	提出日の前月末現在 (2013年6月30日)
新株予約権の数(個)	580	580
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000(注)3.	116,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,747(注)4.	874(注)4.
新株予約権の行使期間	自 2013年7月30日 至 2016年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,747 資本組入額 874	発行価格 874 資本組入額 437
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.	同左

(注)1. 2013年4月8日開催の経営会議の決議により、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

2. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りです。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- イ．2013年7月30日から2014年7月29日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- ロ．2014年7月30日から2015年7月29日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2
- ハ．2015年7月30日から2016年7月29日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- (4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 6．当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、株式交換または株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記3.に準じて調整する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記4.に準じて調整する。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
上記5.に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。
- イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額(以下「資本金等増加限度額」という。)の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずべき額は、0円とする。
- ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の事項に準じて決定する。
- イ．新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ロ．当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認)がなされ、かつ当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ハ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ニ．新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約

権の全部を無償にて取得することができる。

2011年8月15日発行の第4回新株予約権(2011年7月28日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2013年4月30日)	提出日の前月末現在 (2013年6月30日) (注)6.
新株予約権の数(個)	1,840	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184,000(注)2.	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,760(注)3.	
新株予約権の行使期間	自 2014年8月16日 至 2016年8月15日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,760 資本組入額 880	
新株予約権の行使の条件	(注)4.	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4.	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りです。

(1) 新株予約権を保有する新株予約権者は、下記イ、ロ、及びハに掲げる条件がすべて満たされた場合にのみ、新株予約権を行使することができる。

イ. 2013年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が28億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

ロ. 2014年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が40億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

ハ. 新株予約権の割当日の後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、権利行使価額に1.5を乗じた価額である金2,640円を一度でも超過すること。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

- (4) 新株予約権者は、上記(1)の条件が満たされた場合に、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。
- イ．2014年8月16日から2015年8月15日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の2分の1
 - ロ．2015年8月16日から2016年8月15日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- (5) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- 5．当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、株式交換または株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2.に準じて調整する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3.に準じて調整する。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使の条件
上記4.に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。
 - イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額(以下「資本金等増加限度額」という。)の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
 - ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の事項に準じて決定する。
 - イ．当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認)がなされ、かつ、当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ハ．新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ニ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ホ．新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- 6．第4回新株予約権は、上記4.の条件が成就しなかったことにより、消滅しています。

2012年12月17日発行の第5回新株予約権(2012年11月30日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2013年4月30日)	提出日の前月末現在 (2013年6月30日)
新株予約権の数(個)	330	330
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)3.	66,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,475(注)4.	1,238(注)4.
新株予約権の行使期間	自2014年12月18日 至2017年12月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,475 資本組入額 1,238	発行価格 1,238 資本組入額 619
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.	同左

(注)1. 2013年4月8日開催の経営会議の決議により、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

2. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りです。
(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
(2) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
(3) 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- イ．2014年12月18日から2015年12月17日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ロ．2015年12月18日から2016年12月17日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2
 - ハ．2016年12月18日から2017年12月17日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- (4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 6．当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下、同じ。）の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記3．に準じて調整する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記4．に準じて調整する。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使の条件
上記5．に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。
 - イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
 - ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の事項に準じて決定する。
 - イ．新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ロ．当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ハ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ニ．新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

2012年12月17日発行の第6回新株予約権(2012年11月30日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2013年4月30日)	提出日の前月末現在 (2013年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,050	1,050
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,000(注)3.	210,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,397(注)4.	1,199(注)4.
新株予約権の行使期間	自2012年12月18日 至2019年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,397 資本組入額 1,199	発行価格 1,199 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.	同左

(注)1. 2013年4月8日開催の経営会議の決議により、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

2. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。
3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りです。
(1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年4月期乃至2017年4月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において、営業利益にのれん償却額(ただし、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。)を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

- (3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記4. に準じて調整する。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。
- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の事項に準じて決定する。
- イ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ハ. 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ホ. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2008年11月14日 (注) 1	1,140,480	1,152,000		63,050		62,475
2009年7月16日 (注) 2	158,000	1,310,000	690,460	753,510	690,460	752,935
2009年12月1日 (注) 3	2,631,600	3,947,400		758,730		758,155
2009年5月1日～ 2010年4月30日 (注) 4	80,800	4,022,400	42,720	796,230	42,720	795,655
2010年7月1日 (注) 5	4,022,700	8,045,400		796,470		795,895
2011年1月1日 (注) 5	8,056,200	16,112,400		800,790		800,215
2010年5月1日～ 2011年4月30日 (注) 4	49,500	16,150,800	12,240	808,470	12,240	807,895
2011年5月1日～ 2012年4月30日 (注) 4	196,800	16,347,600	23,010	831,480	23,010	830,905
2012年5月1日～ 2013年4月30日 (注) 4	94,800	16,442,400	15,960	847,440	15,960	846,865

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものです。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 9,500円

引受価額 8,740円

資本組入額 4,370円

払込金総額 1,380,920千円

3. 株式分割(1:3)によるものです。

4. 新株予約権の行使による増加です。

5. 株式分割(1:2)によるものです。

6. 2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより発行済株式総数は16,442,400株増加しています。

7. 2013年5月1日から2013年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が36,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,600千円増加しています。

(6) 【所有者別状況】

2013年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		25	20	50	93	3	5,836	6,027	
所有株式数(単元)		23,899	2,028	395	13,387	12	124,632	164,353	7,100
所有株式数の割合(%)		14.54	1.23	0.24	8.15	0.01	75.83	100.00	

(注) 自己株式604株は、「個人その他」に6単元及び「単元未満株式の状況」に4株を含めて記載しています。

(7) 【大株主の状況】

2013年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐野 陽光	東京都港区	7,763,800	47.21
穂田 誉輝	東京都港区	2,630,200	15.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	940,800	5.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	569,400	3.46
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10-1)	359,100	2.18
山岸 延好	神奈川県横浜市中区	152,400	0.92
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	149,000	0.90
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	128,300	0.78
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	127,200	0.77
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	110,000	0.66
計		12,930,200	78.63

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次の通りです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	873,800株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	524,400株
野村信託銀行株式会社(投信口)	149,000株

2. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から2013年3月6日付で提出された、大量保有報告書により、2013年2月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社としては当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、大量保有報告書の内容は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等所有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	243,900	1.49
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目33-1	66,200	0.40
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1	497,900	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	22,000	0.13

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2013年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,434,700	164,347	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 7,100		
発行済株式総数	16,442,400		
総株主の議決権		164,347	

【自己株式等】

2013年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
クックパッド株式会社	東京都港区白金台5丁目 12-7	600		600	0.00
計		600		600	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法第238条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、以下の通りです。

(2007年4月13日臨時株主総会決議)

決議年月日	2007年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(2008年3月14日臨時株主総会決議)

決議年月日	2008年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社執行役3名 当社従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(2011年7月28日定時株主総会決議)

決議年月日	2011年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社執行役3名 当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(2011年7月28日取締役会決議)

2011年8月15日発行の第4回新株予約権(2011年7月28日取締役会決議)については、行使の条件が成就しなかったことにより、消滅しています。

(2012年11月30日定時株主総会決議)

決議年月日	2012年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役(取締役兼執行役含む)1名 当社従業員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(2012年11月30日取締役会決議)

決議年月日	2012年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役(取締役兼執行役含む)2名 当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	604		1,208	

- (注) 1. 2013年4月8日開催の経営会議の決議により、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより保有自己株式数は604株増加しています。
2. 当期間における保有自己株式数には、2013年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を行っていくことを重要な経営課題の一つとして認識しています。剰余金の配当につきましては、長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、業績に連動した利益配分を実施することを基本方針としてまいりました。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めています。なお、当社の剰余金の配当は、期末配当と中間配当の年2回を基本的な方針としています。

上記基本方針により、当事業年度の期末配当については、配当性向10%を目処とし1株当たり10円とさせていただきます。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りです。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2013年6月7日 取締役会決議	164,417	10

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2009年4月	2010年4月	2011年4月	2012年4月	2013年4月
最高(円)		39,100 (注)2 . 9,100	9,330 (注)3 . 4,960 (注)4 . 2,380	2,424	7,770 (注)5 . 4,020
最低(円)		17,500 (注)2 . 5,920	6,740 (注)3 . 3,865 (注)4 . 1,359	1,460	1,602 (注)5 . 3,505

(注) 1 . 株価は、2011年12月15日より東京証券取引所(第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものです。

なお、2009年7月17日付をもって東京証券取引所(マザーズ)に株式を上場致しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

- 2 . 印は、株式分割(2009年12月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。
- 3 . 印は、株式分割(2010年7月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。
- 4 . 印は、株式分割(2011年1月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。
- 5 . 印は、株式分割(2013年5月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2012年11月	2012年12月	2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月
最高(円)	2,530	2,574	3,030	3,420	4,990	7,770 4,020
最低(円)	2,221	2,380	2,426	2,790	3,340	3,980 3,505

(注) 1 . 株価は、東京証券取引所(第一部)におけるものです。

- 2 . 印は、株式分割(2013年5月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。

5 【役員 の 状 況】

(1) 取締役 の 状 況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		穂 田 誉 輝	1969年 4月29日生	1993年 4月 (株)日本合同ファイナンス(現 (株)ジャフコ)入社 1996年 4月 (株)ジャック(現 (株)カーチスホールディングス)入社 1999年 9月 (株)アイシーピー代表取締役就任 2000年 5月 (株)カカコム取締役就任 2001年12月 同社代表取締役社長就任 2006年 6月 同社取締役相談役就任 2007年 7月 当社取締役就任(現任) 2012年 5月 当社代表執行役就任(現任)	(注) 4	5,260
取締役		石 渡 進 介	1969年 8月30日生	1998年 4月 牛島法律事務所(現 牛島総合法律事務所)入所 2000年 4月 上杉法律事務所(現 霞が関法律会計事務所)入所 2001年 1月 Field-R法律事務所設立 2007年10月 当社取締役就任(現任) 2008年 8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立パートナー弁護士(現任) 2011年 3月 当社執行役就任(現任)	(注) 4	131
取締役		佐 野 陽 光	1973年 5月 1日生	1997年10月 (有)コイン(現 当社)設立 2004年 9月 当社代表取締役就任 2007年 7月 当社代表執行役兼取締役就任 2010年 3月 COOKPAD Inc.CEO就任(現任) 2011年 5月 COOKPAD PTE.LTD.Director就任(現任) 2012年 5月 当社取締役兼執行役就任 2012年 7月 当社取締役就任(現任)	(注) 4	15,527
取締役		熊 坂 賢 次	1947年 1月28日生	1990年 4月 慶應義塾大学環境情報学部助教授就任 1994年 6月 慶應義塾大学環境情報学部教授就任 2001年 6月 慶應義塾大学環境情報学部学部長就任 2003年 4月 財団法人ソフトピアジャパン理事長就任(現任) 2004年 9月 当社取締役就任(現任) 2012年 4月 慶應義塾大学環境情報学部教授シニア有期就任(現任)	(注) 4	
取締役		新 宅 正 明	1954年 9月10日生	1978年 4月 日本アイ・ピー・エム(株)入社 1991年12月 日本オラクル(株)入社 1994年 8月 同社取締役就任 1996年 8月 同社常務取締役就任 2000年 8月 同社代表取締役社長就任 2001年 1月 米国オラクル・コーポレーション上級副社長就任 2008年 6月 日本オラクル(株)代表取締役会長就任 2008年 8月 同社エグゼクティブアドバイザー就任 2009年 3月 (株)ファーストリテイリング顧問就任 2009年 5月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモアドバイザーリーボードメンバー就任(現任) 2009年11月 (株)ファーストリテイリング社外取締役就任(現任) 2011年 7月 当社取締役就任(現任)	(注) 4	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		岩倉正和	1962年12月2日生	1987年4月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 1993年6月 ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.) 1996年1月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)パートナー弁護士(現任) 2004年4月 一橋大学法科大学院講師就任(現任) 2004年6月 ㈱ICJ監査役就任 2006年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授就任(現任) 2010年3月 GMOインターネット㈱社外監査役就任(現任) 2010年6月 日本電産㈱社外取締役就任 2011年6月 ㈱帝国ホテル社外監査役就任(現任) 2012年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	0
取締役		山田啓之	1964年10月20日生	1996年8月 山田啓之税理士事務所設立 代表就任(現任) 2000年11月 エイジックス㈱設立 代表取締役(現任) 2001年1月 AZX総合会計事務所設立 代表(現任) 2004年9月 当社監査役就任 2007年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	38
計						20,967

- (注) 1. 2007年7月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、委員会設置会社に移行しています。
2. 熊坂賢次、新宅正明、岩倉正和、山田啓之は社外取締役です。
3. 当社の委員会体制は次の通りです。
- 指名委員会
 委員長 熊坂賢次、委員 新宅正明、委員 岩倉正和、委員 山田啓之、委員 佐野陽光
- 報酬委員会
 委員長 新宅正明、委員 熊坂賢次、委員 岩倉正和、委員 山田啓之、委員 佐野陽光
- 監査委員会
 委員長 山田啓之、委員 熊坂賢次、委員 新宅正明、委員 岩倉正和
4. 2013年7月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	最高経営責任者	穂田 誉輝	1969年4月29日生	「(1) 取締役の状況」に記載しています。	(注) 1	5,260
執行役	最高技術責任者	橋本 健太	1974年10月12日生	2001年10月 慶應義塾大学SFC研究所入所 2004年5月 (有)コイン(現 当社)入社 2010年7月 当社執行役就任(現任)	(注) 1	72
執行役	最高業務執行責任者	石渡 進介	1969年8月30日生	「(1) 取締役の状況」に記載しています。	(注) 1	131
執行役		安田 啓司	1966年3月2日生	1988年4月 (株)福武書店(現 (株)ベネッセコーポレーション)入社 2013年4月 当社執行役就任(現任)	(注) 1	
執行役		三好 宏明	1969年4月21日生	1988年4月 住友セメント(株)入社 1992年10月 (株)オートガーデン入社 1994年11月 (株)ジャック転籍 2005年5月 (株)JIMOS入社 2008年6月 (株)アウトレットプラザ転籍 2013年1月 サイバードホールディングス(株)転籍 2013年4月 当社執行役就任(現任)	(注) 1	
執行役	最高財務責任者	百鬼 弘	1957年3月6日生	1979年4月 (株)中外入社 1990年1月 三菱信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株))入社 2000年7月 (株)パルス入社 2000年9月 同社常務取締役就任 2002年2月 同社専務取締役就任 2007年4月 同社取締役副社長就任 2012年1月 当社執行役就任(現任) 2012年6月 COOKPAD PTE.LTD. Director就任(現任)	(注) 1	
計						5,464

- (注) 1 . 2013年7月25日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了後最初の取締役会の終結の時までです。
2 . 代表執行役である穂田誉輝及び執行役である石渡進介は、当社取締役も兼任しています。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

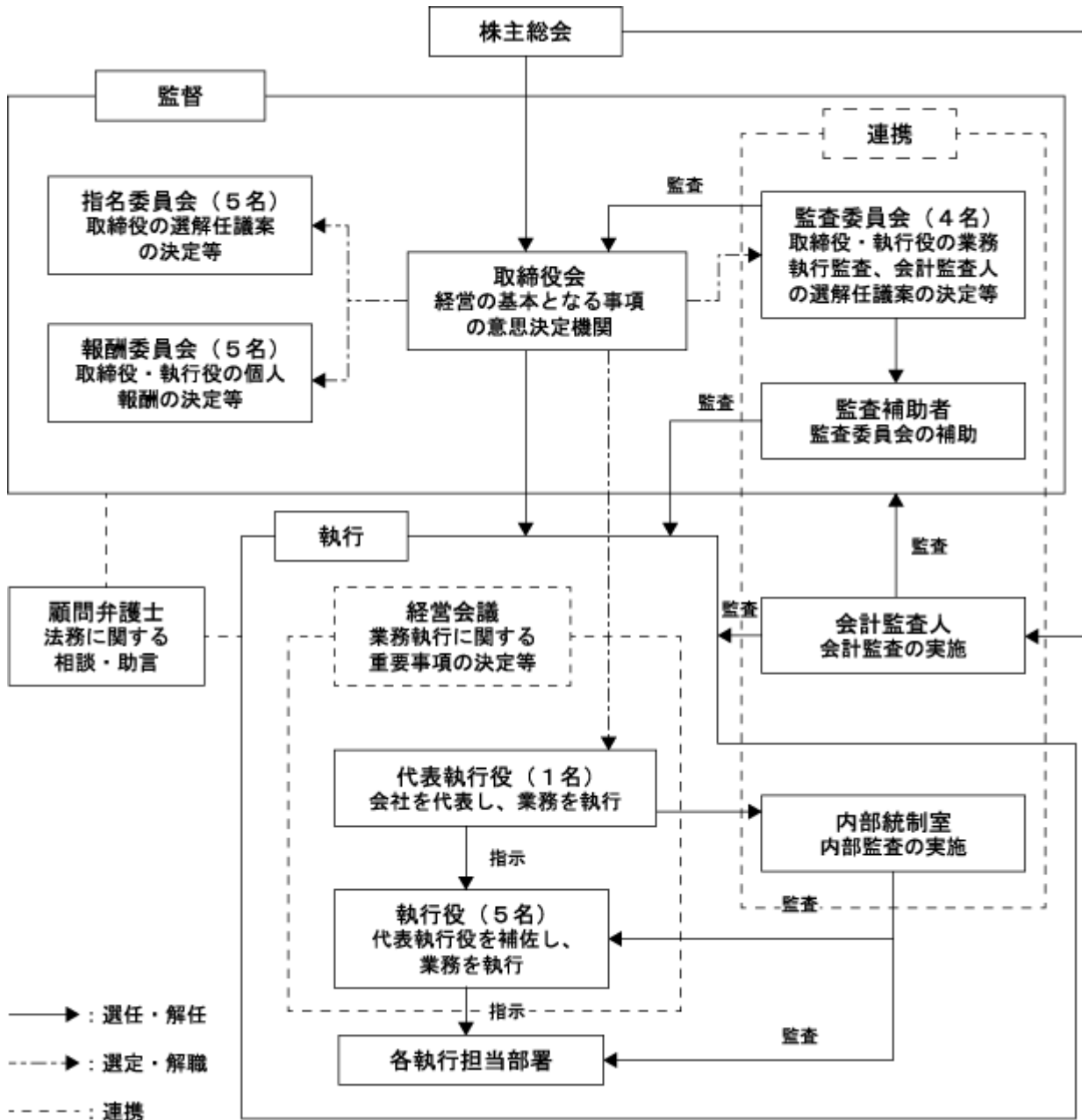
当社は、社会からの信頼が求められる食に関連した事業を行っており、社会からの信頼を基盤として企業価値が成り立っていると考えています。コーポレート・ガバナンスは、当社がこうした社会からの信頼を維持していくために必要不可欠なものであると認識しています。そして、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「監督と執行の分離」が最も効果的であると考え、2007年7月24日の定時株主総会での決議に基づき、委員会設置会社に移行しています。業務執行を担う執行役と社外取締役を中心として構成される取締役会を分離し、実際の業務執行にあたる執行役には取締役会から執行役への大幅な意思決定の委任をすることにより、業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、執行役による業務執行全般を株主総会により選任された社外取締役が過半数を占める取締役会が監督し、最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保するとともに、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っています。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．意思決定、業務執行及び監督に係る経営管理体制及び内部統制システムの状況

コーポレート・ガバナンス体制は以下の図の通りです。なお、各機関の構成員に関しては、本書提出日現在のものを記載しています。

また、3委員会の職務は、下記に記載しています。



()内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備(会社法第416条第1項第1号ホ)

(ア) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、各執行役が業務執行状況の定例報告及び文書の管理等を実施し、職務内容が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築しています。

(イ) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、その職務の遂行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令及び当該社内規程に従い適切に保存及び管理しています。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各執行役は、担当職における損失の危険に関し、その管理の責任を負うものとし、企業活動の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底するものとしています。

(エ) 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行われています。

日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分しており、これらを定めた「決裁規程」に基づき意思決定を行うこととしています。

(オ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の企業活動に関する重要な法令及び社内規程を、継続的に社員へ周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う体制としています。

代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制としています。

反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応ガイドライン」を策定し、反社会的勢力に対する具体的な対応方法等を周知するため、全社員を対象とした研修を行う体制としています。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより、適正な内部統制システムを構築する体制としています。

全社員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、ヘルプライン(内部通報制度)を構築し、運用しています。

(b) 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項(会社法第416条第1項第1号ハ)

各執行役は、取締役会により決定された担当する領域の職務を行うものとし、「組織・業務分掌規程」において、当該職務領域を明文化し、職務の分掌を図ることとしています。

当社の重要事項の決定は、執行役の会議体である経営会議において決定することとしています。

当社は、「決裁規程」に基づき、代表執行役の権限の一部を執行役に委譲しています。

(c) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告を受け、適正な管理体制を確保する体制を構築しています。

(d) 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして法務省令で定める事項(会社法第416条第1項第1号口)

(ア) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、監査委員会の監査を補助すべき使用人を置くことを求めることができるとしていますが、当該職務を補助すべき取締役は置かないものとしています。

監査委員会を補助すべき使用人は、執行役から独立して業務を遂行することができるものとしています。

監査委員会を補助すべき使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとしています。

(イ) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役は、毎月開催される取締役会及び監査委員会に出席して執行状況を報告することとしています。

執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとしています。

(ウ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとしています。監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼することとしています。また、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとして、また、決算関係の業務については、監査委員会は会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にして監査を行います。

() 経営監督機能

(a) 取締役会

取締役会は経営の最高意思決定機関として、1ヶ月に1回以上開催され、当社では、会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしています。取締役会の構成は、7名の取締役により構成されており、うち4名は社外取締役です。社外取締役には、税理士1名及び弁護士1名を含んでいます。当社では、取締役会に次の委員会を設置しています。

(ア) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関です。指名委員会は、取締役5名から構成されており、その内4名は社外取締役です。

(イ)報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する機関です。取締役5名により構成されており、その内4名は社外取締役です。

(ウ)監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する違法性及び妥当性についての監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則1ヶ月に1回開催されています。監査委員会は、税理士1名及び弁護士1名を含む社外取締役4名から構成されています。

()業務執行機能

(a) 代表執行役、執行役

当社は、6名の執行役の中から代表執行役1名を選定しています。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また、各執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回報告及び説明をしています。執行役は、代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っています。

(b) 経営会議

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議しています。

(c) 内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、内部監査を担当する部署として、内部統制室を設置しています。内部統制室は代表執行役直属の組織として全部署を対象に監査を実施しています。また、監査委員会は、社外取締役4名により監査を実施しています。監査委員は、全て社外取締役であるため、日常的な監査につきましては、監査委員会決議により選任された専任の監査補助者1名により行われています。監査体制や監査範囲などに関し、内部統制室と監査委員会及び会計監査人は緊密に連携して活動しています。

なお、監査委員長山田啓之氏は、税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

ロ．社外取締役と当社との関係

当社は、4名の社外取締役を選任しています。社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び専門的経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力がある者を選任しています。なお、当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準は特段設けていませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける者を選任しています。

併せて、社外取締役には、当社からの独立性を有している者を含めて選任することとしています。

また、本書提出日現在において、当社は熊坂賢次氏へ30個、山田啓之氏へ20個の新株予約権を付与しており、新宅正明氏は当社の株式を10,000株、岩倉正和氏は当社の株式を200株、山田啓之氏は当社の株式を38,000株それぞれ所有しています。これらの関係以外に社外取締役と当社との間にその他利害関係はありません。

八．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、法務部が主管部署となっています。法務部は、各部との連携をとり情報を収集・共有することにより、リスクの早期発見と未然防止に努めています。

コンプライアンスについて、法務部所管執行役が中心となり推進しています。全従業員に対して、コンプライアンスに関する事項を周知・徹底させるよう活動をしています。

二．会計監査の状況

当社の会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人に所属する公認会計士山本守氏及び加藤雅之氏が執行いたしました。なお、継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しています。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他(注)4名です。

(注) その他は、公認会計士試験合格者等です。

ホ．その他第三者の状況

当社では、業務上発生しうる問題解決のための助言等を得るため、弁護士と顧問契約を締結し、法令遵守に努めています。

役員の報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	15,356	15,250	106		3
社外取締役	21,369	21,150	219		4
執行役	102,849	100,558	2,290		7

ロ．報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の総額

該当ありません。

八．役員報酬等の決定方針

- ()取締役の報酬は、定額報酬と株式報酬とすることとし、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。
- ()執行役の報酬は、定額報酬、業績連動報酬及び株式報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各執行役の職務の内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	1 銘柄
貸借対照表計上額の合計額	42,000千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

定款で定めた取締役及び執行役の員数並びに取締役選任決議の要件

イ．取締役の員数

当社は、取締役を8名以内にする旨を定款に定めています。

ロ．取締役選任決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めています。

八．執行役の員数

当社は、執行役を10名以内にする旨を定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

責任限定契約の内容の概要

イ．当社と社外取締役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ロ．取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

ハ．執行役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。これは、執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

剰余金の配当等について

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げられる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めています。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
16,000		16,000	

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準とし、監査委員会の同意を経た上で報酬額を決定しています。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2012年5月1日から2013年4月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次の通りです。

資産基準	1.7%
売上高基準	0.2%
利益基準	5.4%
利益剰余金基準	2.5%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更にも適切に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、同機構及び監査法人等の主催する各種研修に参加しています。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2012年4月30日)	当事業年度 (2013年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,978,746	5,667,841
受取手形	1,575	1,575
売掛金	933,350	1,079,044
原材料及び貯蔵品	758	516
前払費用	75,220	99,354
繰延税金資産	80,967	147,451
その他	6,258	14,205
貸倒引当金	3,880	2,584
流動資産合計	5,072,997	7,007,404
固定資産		
有形固定資産		
建物	60,018	67,954
減価償却累計額	60,018	62,655
建物(純額)	-	5,299
工具、器具及び備品	74,222	79,540
減価償却累計額	50,395	55,127
工具、器具及び備品(純額)	23,827	24,413
有形固定資産合計	23,827	29,713
無形固定資産		
ソフトウェア	11,383	13,101
その他	73	73
無形固定資産合計	11,457	13,175
投資その他の資産		
投資有価証券	-	42,000
関係会社株式	58,491	61,760
差入保証金	68,869	76,014
繰延税金資産	61,478	149,108
長期前払費用	83,419	78,993
投資損失引当金	28,991	-
投資その他の資産合計	243,267	407,876
固定資産合計	278,552	450,765
資産合計	5,351,549	7,458,169

	前事業年度 (2012年4月30日)	当事業年度 (2013年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,393	9,281
未払金	235,479	342,075
未払法人税等	404,979	780,888
未払消費税等	49,369	64,561
前受金	4,041	3,013
預り金	16,758	18,548
その他	589	-
流動負債合計	726,610	1,218,367
負債合計	726,610	1,218,367
純資産の部		
株主資本		
資本金	831,480	847,440
資本剰余金		
資本準備金	830,905	846,865
資本剰余金合計	830,905	846,865
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,942,227	4,509,800
利益剰余金合計	2,942,227	4,509,800
自己株式	1,185	1,185
株主資本合計	4,603,426	6,202,919
新株予約権	21,512	36,883
純資産合計	4,624,938	6,239,802
負債純資産合計	5,351,549	7,458,169

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2011年 5月 1日 至 2012年 4月30日)	当事業年度 (自 2012年 5月 1日 至 2013年 4月30日)
売上高	3,909,846	4,982,304
売上原価	44,907	55,056
売上総利益	3,864,938	4,927,248
販売費及び一般管理費	¹ 1,935,569	¹ 2,282,420
営業利益	1,929,369	2,644,828
営業外収益		
受取利息	667	10,868
為替差益	-	35,288
受取補償金	-	10,024
その他	522	876
営業外収益合計	1,189	57,056
営業外費用		
為替差損	7,528	-
株式交付費	41	29
投資損失引当金繰入額	15,144	-
その他	-	121
営業外費用合計	22,713	151
経常利益	1,907,844	2,701,733
特別利益		
固定資産売却益	-	² 497
新株予約権戻入益	639	1,823
特別利益合計	639	2,321
特別損失		
固定資産除却損	³ 1,358	³ 0
関係会社株式評価損	-	69,811
特別損失合計	1,358	69,811
税引前当期純利益	1,907,126	2,634,243
法人税、住民税及び事業税	796,724	1,171,743
法人税等調整額	118	154,113
法人税等合計	796,842	1,017,629
当期純利益	1,110,283	1,616,613

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2011年 5月 1日 至 2012年 4月30日)		当事業年度 (自 2012年 5月 1日 至 2013年 4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		44,907	100.0	55,056	100.0
当期売上原価		44,907	100.0	55,056	100.0

(注) 外注費は、主に広告事業のウェブコンテンツの制作委託に係る費用です。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2011年 5月 1日 至 2012年 4月30日)	当事業年度 (自 2012年 5月 1日 至 2013年 4月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	808,470	831,480
当期変動額		
新株の発行	23,010	15,960
当期変動額合計	23,010	15,960
当期末残高	831,480	847,440
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	807,895	830,905
当期変動額		
新株の発行	23,010	15,960
当期変動額合計	23,010	15,960
当期末残高	830,905	846,865
資本剰余金合計		
当期首残高	807,895	830,905
当期変動額		
新株の発行	23,010	15,960
当期変動額合計	23,010	15,960
当期末残高	830,905	846,865
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,864,244	2,942,227
当期変動額		
剰余金の配当	32,300	49,040
当期純利益	1,110,283	1,616,613
当期変動額合計	1,077,983	1,567,572
当期末残高	2,942,227	4,509,800
利益剰余金合計		
当期首残高	1,864,244	2,942,227
当期変動額		
剰余金の配当	32,300	49,040
当期純利益	1,110,283	1,616,613
当期変動額合計	1,077,983	1,567,572
当期末残高	2,942,227	4,509,800
自己株式		
当期首残高	1,185	1,185
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,185	1,185

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2011年 5月 1日 至 2012年 4月30日)	当事業年度 (自 2012年 5月 1日 至 2013年 4月30日)
株主資本合計		
当期首残高	3,479,423	4,603,426
当期変動額		
新株の発行	46,020	31,920
剰余金の配当	32,300	49,040
当期純利益	1,110,283	1,616,613
当期変動額合計	1,124,003	1,599,492
当期末残高	4,603,426	6,202,919
新株予約権		
当期首残高	-	21,512
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,512	15,371
当期変動額合計	21,512	15,371
当期末残高	21,512	36,883
純資産合計		
当期首残高	3,479,423	4,624,938
当期変動額		
新株の発行	46,020	31,920
剰余金の配当	32,300	49,040
当期純利益	1,110,283	1,616,613
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,512	15,371
当期変動額合計	1,145,515	1,614,863
当期末残高	4,624,938	6,239,802

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2011年 5月 1日 至 2012年 4月30日)	当事業年度 (自 2012年 5月 1日 至 2013年 4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,907,126	2,634,243
減価償却費	39,940	21,953
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1,187	1,295
投資損失引当金の増減額 (は減少)	15,144	-
受取利息及び受取配当金	667	10,868
受取補償金	-	10,024
為替差損益 (は益)	7,528	33,996
新株予約権戻入益	639	1,823
固定資産売却損益 (は益)	-	497
固定資産除却損	1,358	0
関係会社株式評価損	-	69,811
売上債権の増減額 (は増加)	162,939	145,694
たな卸資産の増減額 (は増加)	474	242
仕入債務の増減額 (は減少)	6,863	6,112
長期前払費用の増減額 (は増加)	83,419	4,425
未払消費税等の増減額 (は減少)	10,479	15,191
その他の資産の増減額 (は増加)	73,299	21,726
その他の負債の増減額 (は減少)	138,697	122,106
小計	1,508,531	2,635,937
利息及び配当金の受取額	653	543
補償金の受取額	-	10,024
法人税等の支払額	947,843	799,111
営業活動によるキャッシュ・フロー	561,340	1,847,394
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	1,500,000
有形固定資産の取得による支出	20,596	27,261
有形固定資産の売却による収入	-	972
無形固定資産の取得による支出	8,898	5,512
差入保証金の差入による支出	1,600	7,145
関係会社株式の取得による支出	12,766	102,071
投資有価証券の取得による支出	-	42,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,862	1,683,019
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	46,020	31,890
新株予約権の発行による収入	15,192	7,875
配当金の支払額	32,300	49,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	28,911	9,275
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,528	33,996
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	538,861	189,095
現金及び現金同等物の期首残高	3,439,884	3,978,746
現金及び現金同等物の期末残高	3,978,746	4,167,841

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を適用しています。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

また、定期賃貸借契約による建物上の建物附属設備については、耐用年数を定期賃貸借期間とした定額法によって償却しています。

建物 2年

工具、器具及び備品 3年～15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しています。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しています。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において注記していました「賃借料」及び「派遣料」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5以下であるため、当事業年度においては注記していません。なお、前事業年度の「賃借料」の金額は126,282千円、「派遣料」の金額は90,048千円です。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12.6%、当事業年度17.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87.4%、当事業年度82.9%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前事業年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)	当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)
給料手当	685,903千円	768,886千円
売上手数料	228,330	335,973
役員報酬	134,625	136,958
地代家賃	125,634	134,432
法定福利費	100,092	116,436
減価償却費	39,940	21,953
貸倒引当金繰入額	1,187	1,295

- 2 固定資産売却益の内容は次の通りです。

	前事業年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)	当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)
工具、器具及び備品		497千円

3 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	前事業年度 (自 2011年 5月 1日 至 2012年 4月30日)	当事業年度 (自 2012年 5月 1日 至 2013年 4月30日)
工具、器具及び備品	1,358千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2011年 5月 1日 至 2012年 4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	16,150,800	196,800		16,347,600
合計	16,150,800	196,800		16,347,600
自己株式				
普通株式	604			604
合計	604			604

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加196,800株は、新株予約権の行使による増加です。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての第3回新株予 約権						6,752
	ストック・オプション としての第4回新株予 約権						14,760
合計							21,512

(注) 第3回新株予約権及び第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2011年 6月24日 取締役会	普通株式	32,300	2.00	2011年 4月30日	2011年 7月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2012年 6月 8日 取締役会	普通株式	49,040	利益剰余金	3.00	2012年 4月30日	2012年 7月27日

当事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	16,347,600	94,800		16,442,400
合計	16,347,600	94,800		16,442,400
自己株式				
普通株式	604			604
合計	604			604

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加94,800株は、新株予約権の行使による増加です。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての第3回新株予 約権					13,254	
	ストック・オプション としての第4回新株予 約権					13,248	
	ストック・オプション としての第5回新株予 約権					2,505	
	ストック・オプション としての第6回新株予 約権					7,875	
合計						36,883	

(注) 第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2012年6月8日 取締役会	普通株式	49,040	3.00	2012年4月30日	2012年7月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2013年6月7日 取締役会	普通株式	164,417	利益剰余金	10.00	2013年4月30日	2013年7月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)	当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)
現金及び預金勘定	3,978,746千円	5,667,841千円
預入期間が3カ月を超える定期預金		1,500,000
現金及び現金同等物	3,978,746	4,167,841

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性を重視しており、一時的な余剰資金は、安全性の高い預金等に限定し運用を行っています。また、運転資金はすべて自己資金によっており、銀行等金融機関からの借入は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されています。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクにつきましては、適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っています。

差入保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されていますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しています。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日となっています。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません((注)4.参照)。

前事業年度(2012年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,978,746	3,978,746	
(2) 受取手形	1,575	1,575	
(3) 売掛金 貸倒引当金(注1)	933,350 3,880		
	929,470	929,470	
(4) 差入保証金	68,869	68,686	182
(5) 買掛金	(15,393)	(15,393)	
(6) 未払金	(235,479)	(235,479)	
(7) 未払法人税等	(404,979)	(404,979)	
(8) 未払消費税等	(49,369)	(49,369)	

当事業年度(2013年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,667,841	5,667,841	
(2) 受取手形	1,575	1,575	
(3) 売掛金 貸倒引当金(注1)	1,079,044 2,584		
	1,076,460	1,076,460	
(4) 差入保証金	76,014	75,909	105
(5) 買掛金	(9,281)	(9,281)	
(6) 未払金	(342,075)	(342,075)	
(7) 未払法人税等	(780,888)	(780,888)	
(8) 未払消費税等	(64,561)	(64,561)	

(注) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しています。

2. 負債に計上されているものについては、()で示しています。

3. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等、(8) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2012年4月30日)	当事業年度 (2013年4月30日)
関係会社株式	58,491	61,760
投資有価証券		42,000

関係会社株式及び投資有価証券は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めていません。

5. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2012年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,978,746			
受取手形	1,575			
売掛金	933,350			
差入保証金		68,869		
合計	4,913,672	68,869		

当事業年度(2013年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,667,841			
受取手形	1,575			
売掛金	1,079,044			
差入保証金	75,389	625		
合計	6,823,851	625		

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は61,760千円、前事業年度の貸借対照表計上額は58,491千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

投資有価証券(当事業年度の貸借対照表計上額は42,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)	当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	6,959	9,319

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)	当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)
新株予約権戻入益	639	1,823

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名 監査役1名 従業員20名	取締役3名 執行役3名 従業員27名	取締役1名 執行役3名 従業員16名	執行役3名 従業員16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 912,000株	普通株式 957,600株	普通株式 134,000株	普通株式 422,000株
付与日	2007年4月30日	2008年4月25日	2011年7月29日	2011年8月15日
権利確定条件	確定条件は定めておりません	確定条件は定めておりません	(注)2.	(注)3.
対象勤務期間				
権利行使期間	自 2009年4月14日 至 2017年4月13日	自 2010年3月15日 至 2018年3月14日	自 2013年7月30日 至 2016年7月29日	自 2014年8月16日 至 2016年8月15日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び数	執行役1名 従業員11名	執行役2名 従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 66,000株	普通株式 210,000株
付与日	2012年12月17日	2012年12月17日
権利確定条件	(注)4.	(注)5.
対象勤務期間		
権利行使期間	自 2014年12月18日 至 2017年12月17日	自 2012年12月18日 至 2019年7月31日

(注) 1. 2008年11月14日付で1株につき100株の株式分割、2009年12月1日付で1株につき3株の株式分割、2010年7月1日付で1株につき2株の株式分割、2011年1月1日付で1株につき2株の株式分割、2013年5月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しています。

2. (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

2013年7月30日から2014年7月29日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1

2014年7月30日から2015年7月29日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2

2015年7月30日から2016年7月29日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

3. (1) 新株予約権者は、下記、及び に掲げる条件がすべて満たされた場合にのみ、新株予約権を権利行使することができる。

2013年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が28億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2014年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が40億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権の割当日の後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、権利行使価額に1.5を乗じた価額である金1,320円を一度でも超過すること。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
 - (4) 新株予約権者は、上記(1)の条件が満たされた場合に、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。
 - 2014年8月16日から2015年8月15日まで
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の2分の1
 - 2015年8月16日から2016年8月15日まで
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- 4 . (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - 2014年12月18日から2015年12月17日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
 - 2015年12月18日から2016年12月17日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2
 - 2016年12月18日から2017年12月17日
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- 5 . (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年4月期乃至2017年4月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において、営業利益にのれん償却額(ただし、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。)を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合のみ、新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2013年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末			130,000	410,000
付与				
失効			14,000	42,000
権利確定				
未確定残			116,000	368,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	120,000	352,800		
権利確定				
権利行使	48,000	141,600		
失効				
未行使残	72,000	211,200		

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与	66,000	210,000
失効		
権利確定		
未確定残	66,000	210,000
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) 2008年11月14日付で1株につき100株の株式分割、2009年12月1日付で1株につき3株の株式分割、2010年7月1日付で1株につき2株の株式分割、2011年1月1日付で1株につき2株の株式分割、2013年5月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しています。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(注)(円)	75	200	874	880
行使時平均株価(円)	2,225	2,097		
公正な評価単価(付与日)(円)			50,900	7,200

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(注)(円)	1,238	1,199
行使時平均株価(円)		
公正な評価単価(付与日)(円)	74,400	7,500

(注) 2008年11月14日付で1株につき100株の株式分割、2009年12月1日付で1株につき3株の株式分割、2010年7月1日付で1株につき2株の株式分割、2011年1月1日付で1株につき2株の株式分割、2013年5月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、分割後の価格に換算して記載しています。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第5回新株予約権及び第6回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下の通りです。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
株価変動性(注1)	48.24%	48.62%
満期までの期間	4.5年	6.62年
予想配当(注2)	0.12%	0.13%
無リスク利率(注3)	0.161%	0.321%

(注) 1. 満期までの期間に応じた直近の期間(上場日より)の株価実績に基づき算定しています。

2. 直近の配当実績によっています。

3. 満期までの期間に対応する国債の利回りです。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

6. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 1,001,616千円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 371,784千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2012年4月30日)	当事業年度 (2013年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	32,165千円	60,691千円
売上手数料見積計上否認	22,948	29,204
未払賞与	12,766	21,869
地代家賃否認		19,835
その他	13,087	15,850
計	80,967	147,451
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	45,130	107,874
関係会社株式		35,213
投資損失引当金	10,332	
その他	6,015	6,019
計	61,478	149,108
繰延税金資産合計	142,446	296,559

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度と当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、当該差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前事業年度(自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,219,192
KDDI株式会社	504,950

当事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,464,886
KDDI株式会社	625,596

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	COOKPAD Inc.	米国カリ フォルニア 州	1,700	インター ネット関連 事業	(所有) 直接 100%	役員の兼任	増資の引受	95,160		

(注) 増資の引受は、COOKPAD Inc.が行った増資を全額引き受けたものです。

2. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山岸 延好			当社執行役	(被所有) 直接 0.78%		ストック・ オプション の行使 (注) 1.	10,800		
役員	山岸 延好			当社執行役	(被所有) 直接 0.78%		ストック・ オプション の行使 (注) 2.	960		
役員	成松 淳 (注) 3.			当社執行役	(被所有) 直接 0.37%		ストック・ オプション の行使 (注) 2.	8,640		

(注) 1. 上記のストック・オプション行使取引は、2007年4月13日に発行決議がなされた第1回新株予約権の行使によるものです。

2. 上記のストック・オプション行使取引は、2008年3月14日に発行決議がなされた第2回新株予約権の行使によるものです。

3. 成松淳は、2012年3月31日をもって当社執行役を退任し、関連当事者に該当しないこととなったため、上記取引金額及び議決権等の被所有割合は、当該退任直前の数値を記載しています。

当事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山岸 延好			当社執行役	(被所有) 直接 0.92%		ストック・ オプション の行使 (注)	12,000		

(注) 上記のストック・オプション行使取引は、2008年3月14日に発行決議がなされた第2回新株予約権の行使によるものです。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)		当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)	
1株当たり純資産額	140.80円	1株当たり純資産額	188.63円
1株当たり当期純利益金額	34.19円	1株当たり当期純利益金額	49.38円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	33.59円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	48.52円

(注) 1. 当社は、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)	当事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,110,283	1,616,613
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,110,283	1,616,613
期中平均株式数(株)	32,464,949	32,731,905
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	579,676	581,446
(うち新株予約権(株))	(579,676)	(581,446)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2011年7月28日取締役会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 130,000株 行使価格 874円 2011年7月28日取締役会決議 有償ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 410,000株 行使価格 880円	

(重要な後発事象)

当事業年度(自 2012年 5月 1日 至 2013年 4月30日)

1. 株式の分割について

2013年 4月 8日開催の経営会議において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議し、株式の分割を以下の通り実施しました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を実施することで当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とします。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2013年 4月30日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1株につき、2株の割合をもって分割しました。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	16,442,400株
今回の分割により増加する株式数	:	16,442,400株
株式分割後の発行済株式総数	:	32,884,800株
株式分割後の発行可能株式総数	:	110,592,000株

(3) 日程

基準日公告日	:	2013年 4月15日
基準日	:	2013年 4月30日
効力発生日	:	2013年 5月 1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しており、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 (1株当たり情報)」に記載していません。

2. ストック・オプションについて

当社は、2013年 7月25日開催の当社第9回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の通り決議しました。

なお、取締役会は会社法第416条第4項及び第418条第1号の規定に基づき、執行役に新株予約権の募集事項の決定を委任する予定です。

(1) 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものです。

(2) 新株予約権割当ての対象者

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員

(3) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式969,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

新株予約権の数

9,690個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

上記のほか、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より3年間とする。

新株予約権の行使条件

- イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ロ. 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- ハ. 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- () 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- () 起算日から1年を経過した日から1年間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2
- () 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下、「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

- イ. 新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ロ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、且つ当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ハ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ニ. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、且つ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記 に準じて調整する。

八. 新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記 に準じて調整する。

二. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ホ. 新株予約権の行使の条件

上記 に準じて決定する。

へ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定するものとする。

ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ. 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記 に準じて決定する。

行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則124条の規定により記載を省略しています。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	60,018	7,936		67,954	62,655	2,636	5,299
工具、器具及び備品	74,222	17,101	11,783	79,540	55,127	16,041	24,413
有形固定資産計	134,241	25,038	11,783	147,495	117,782	18,677	29,713
無形固定資産							
ソフトウェア	16,546	4,994		21,540	8,438	3,276	13,101
その他	73			73			73
無形固定資産計	16,619	4,994		21,614	8,438	3,276	13,175
長期前払費用	83,419	57,432	61,858	78,993			78,993

(注) 当期増加額のうち主なものは次の通りです。

工具、器具及び備品	コンピュータ機器	15,072千円
長期前払費用	システム関連費用	57,432千円

当期減少額のうち主なものは次の通りです。

工具、器具及び備品	コンピュータ機器	11,783千円
長期前払費用	システム関連費用	61,858千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,880	2,584		3,880	2,584
投資損失引当金	28,991		28,991		

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額です。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	88
預金	
当座預金	1,567
普通預金	4,165,329
定期預金	1,500,000
別段預金	855
小計	5,667,753
合計	5,667,841

受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
森永製菓株式会社	1,575
合計	1,575

(ロ)期日別内訳

期日別	金額(千円)
2013年7月	1,575
合計	1,575

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	414,462
KDDI株式会社	96,834
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	85,896
株式会社デジタルガレージ	83,666
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社	69,771
その他	328,414
合計	1,079,044

(口)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
933,350	5,210,382	5,064,688	1,079,044	82.4	70.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれています。

原材料及び貯蔵品

品名	金額(千円)
販促物貯蔵品	516
合計	516

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社食のスタジオ	1,646
株式会社とくやま	1,050
有限会社ゴファ	1,039
株式会社クローブ	691
株式会社ストロボライツ	623
その他	4,231
合計	9,281

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	526,184
事業税	159,673
住民税	95,030
合計	780,888

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,103,782	2,284,507	3,544,499	4,982,304
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	553,723	1,165,396	1,868,312	2,634,243
四半期(当期)純利益金額 (千円)	342,052	718,388	1,151,829	1,616,613
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.46	21.97	35.21	49.38

(注) 当社は、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しています。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.46	11.50	13.24	14.16

(注) 当社は、2013年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しています。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	10月31日(中間配当) 4月30日(期末配当) その他、取締役会で決定
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
手数料	無料(注)
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。 公告掲載URL http://info.cookpad.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ・会社法189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第15期)(自 2011年5月1日 至 2012年4月30日)2012年7月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2012年7月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第16期第1四半期)(自 2012年5月1日 至 2012年7月31日)2012年9月13日関東財務局長に提出

(第16期第2四半期)(自 2012年8月1日 至 2012年10月31日)2012年12月14日関東財務局長に提出

(第16期第3四半期)(自 2012年11月1日 至 2013年1月31日)2013年3月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2012年7月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書です。

2012年11月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない無償ストック・オプションの付与)に基づく臨時報告書です。

2012年11月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない有償ストック・オプションの付与)に基づく臨時報告書です。

(5) 訂正臨時報告書

2012年12月17日関東財務局長に提出

2012年11月30日提出の臨時報告書(届出を要しない無償ストック・オプションの付与)に係る訂正臨時報告書です。

2012年12月17日関東財務局長に提出

2012年11月30日提出の臨時報告書(届出を要しない有償ストック・オプションの付与)に係る訂正臨時報告書です。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2013年7月26日

クックパッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の2012年5月1日から2013年4月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックパッド株式会社の2013年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象にストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クックパッド株式会社の2013年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、クックパッド株式会社が2013年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。